

開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

第100回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会ご出席者へのお土産のご用意は
ございません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い
申し上げます。

フジ日本精糖株式会社

証券コード 2114

(証券コード2114)

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町6番7号

フジ日本精糖株式会社

代表取締役社長 櫻 田 誠 司

第100回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第100回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.fnsugar.co.jp/company/ir/R5>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第100期 (自2022年4月1日
至2023年3月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期 (自2022年4月1日
至2023年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

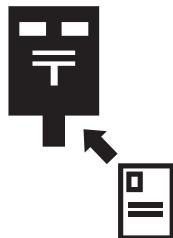
以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎定時株主総会終了後、株主説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

「第100回定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月22日(木)
午後5時30分までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木)
午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日(金)
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォンなどから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォンなどから)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

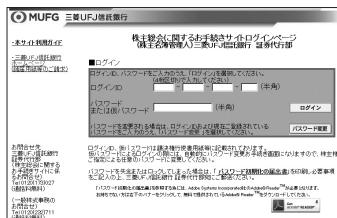
ご注意事項

- 午前2時から午前5時のご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

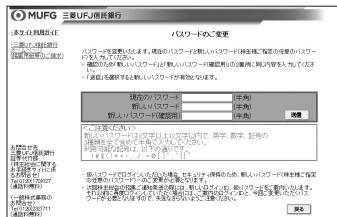
- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第15条および第24条に定める招集権者および議長について変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会の決議</u>によってあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議</u>によってあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さくらだ せいじ 櫻田 誠司 (1963年 3月19日生)	1985年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2008年8月 双日(株) 食料部食料担当部長 2009年10月 同社 穀物飼料部副部長 2013年4月 当社 執行役員 社長補佐営業戦略室室長 2013年6月 ユニテックフーズ(株) 取締役 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2014年6月 当社 取締役常務執行役員 機能性素材本部本部長兼機能性食品営業部部長兼営業戦略室室長 2014年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2017年6月 当社 取締役専務執行役員 機能性素材本部本部長兼営業戦略室室長 2018年2月 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2018年4月 当社 取締役専務執行役員 2018年5月 協立食品(株) 取締役 2018年6月 太平洋製糖(株) 取締役 (現任) 当社 代表取締役社長 (現任) ユニテックフーズ(株) 取締役 (現任) マ・マーマカロニ(株) 取締役 (現任)	52,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 商社および当社での食品関連業務を通じた幅広い経験と知識を活かし、2018年6月より代表取締役社長を務めております。これらの経験や実績を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き、取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	そが ひで とし 曾 我 英 俊 (1959年) (3月15日生)	1981年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2010年6月 (株)JALUX 執行役員 2011年4月 双日(株) 生活産業部門食料資源本部 食料事業部部長 2013年4月 双日豪州会社 代表取締役社長 双日ニュージーランド会社 代表取締役 社長 2018年4月 双日食料(株) 代表取締役社長 2021年6月 当社 取締役 (現任) 2022年4月 双日食料(株) 会長	0株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>国内外の企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験や実績を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			
3	せき ね いく や 関 根 郁 也 (1957年) (9月11日生)	1981年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2000年4月 同社 食料原料部担当部長 2001年4月 (株)健勝苑 SC情報拡大部部長 2007年6月 双日(株) 生活産業部門事業戦略推進室 担当部長 2013年5月 同社 食料事業部担当部長 2016年4月 当社 砂糖本部副本部長 2016年9月 南栄糖業(株) 取締役 (現任) 2017年6月 当社 執行役員 砂糖本部副本部長 2019年6月 当社 上席執行役員 砂糖本部副本部長 2020年4月 当社 上席執行役員 砂糖本部本部長 2020年5月 協立食品(株) 取締役 (現任) 2020年6月 太平洋製糖(株) 取締役 (現任) 当社 取締役常務執行役員 砂糖本部 本部長 (現任)	20,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>商社および当社砂糖部門における豊富な知識と経験を当社経営に活かすことを期待し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	たか はし あき ひこ 高橋明彦 (1955年) (1月26日生)	1977年4月 鈴与(株) 入社 2005年7月 同社 国際室専務付き特命事項担当部長 2005年11月 同社 物流企画室室長 2007年6月 SUZUYO(THAILAND)Ltd. President 2010年11月 鈴与(株) 取締役 2011年11月 同社 常務取締役 2016年11月 同社 専務取締役 2018年11月 同社 取締役副社長 (現任) 2020年6月 当社 取締役 (現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 鈴与(株)の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	わだ てつ よし 和田哲義 (1967年) (3月14日生)	1989年4月 富士電機(株) 入社 1997年6月 和田製糖(株) 入社 江戸川工場次長 1998年6月 同社 取締役社長室長 2000年6月 同社 専務取締役江戸川工場長 2005年3月 同社 代表取締役社長 (現任) 2006年5月 新和産業(株) 代表取締役社長 (現任) 2011年6月 トーホーサービス(株) 取締役 (現任) 2011年8月 (株)ワダ 代表取締役社長 (現任) 2015年10月 (株)ノルレイク・インターナショナル 取締役 (現任) 2022年6月 当社 取締役 (現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 これまで培ってきた経営者としての経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	※ おお はし たか ひろ 大橋 高弘 (1970年) (9月9日生)	1994年4月 日本精糖(株) 入社 2012年7月 当社 管理本部経理部部長 2015年5月 協立食品(株) 監査役 (現任) 2019年7月 当社 管理本部副本部長兼経理部部長 2022年6月 当社 執行役員 管理本部副本部長兼経理部部長 2023年1月 当社 執行役員 管理本部副本部長兼経理部部長兼総務人事部部長 (現任)	3,400株
【取締役候補者とした理由】 当社管理部門における長年の経験と幅広い見識を当社経営に活かすことを期待し、取締役候補者としたしました。			
7	※ はに はら まさ かず 埴原 正和 (1964年) (3月3日生)	1986年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2018年4月 双日(株) エネルギー・社会インフラ本部環境インフラ事業部部長 2019年7月 双日ミライパワー(株) 取締役 2021年4月 双日(株) リテール・コンシューマーサービス本部本部長補佐 (現任) 2021年10月 双日インフィニティ(株) 取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 これまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 当社と高橋明彦、和田哲義の両氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、埴原正和氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年12月に同内容で更新する予定であります。
4. 高橋明彦、和田哲義および埴原正和の各氏は社外取締役候補者であります。なお、高橋明彦、和田哲義の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 曾我英俊氏は、2023年3月31日まで、当社の議決権比率の1.6%を保有する株主である双日食料(株)において会長の役職にありました。また、当社と同社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。
6. 埴原正和氏は、当社の議決権比率の30.4%を保有する主要株主である双日(株)においてリテール・コンシューマーサービス本部本部長補佐の役職にあります。また、当社と同社との間には商品供給等の取引があります。
7. 高橋明彦氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年間であります。
8. 和田哲義氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 梶田伸哉氏および上平 徹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かじ た しん や 梶 田 伸 哉 (1959年) (5月5日生)	1982年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2008年5月 JAPAN VIETNAM FERTILIZER CO. DIRECTOR PRESIDENT 2013年4月 双日(株) 内部統制統括部専門部長 2016年3月 双日総合管理(株) (現双日ライフワン(株)) 取締役 2017年7月 (株)アンジェリカ 取締役 2020年4月 当社 監査室室長 2020年6月 ユニテックフーズ(株) 監査役 (現任) 2021年6月 当社 監査役 (現任) 太平洋製糖(株) 監査役 (現任)	2,600株
<p>【監査役候補者とした理由】 内部統制や内部監査に関する豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査体制に活かすことを期待し、引き続き、監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	※ <small>の みや てる おき</small> 二宮 照興 (1960年) (6月3日生)	1989年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 2000年3月 博士 (法学) 2013年6月 新興プランテック(株) (現レイズネクスト(株)) 社外取締役 2016年6月 同社 社外取締役 (監査等委員) 2019年6月 (株)東京エネシス 社外監査役 2021年4月 第一東京弁護士会 副会長 2021年6月 (株)東京エネシス 社外取締役 (監査等委員) (現任)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として豊富な経験および知見を有しており、このような経験をもとに、中立かつ客観的な立場で、当社の経営全般の監督に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 二宮照興氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2023年12月に同内容で更新する予定であります。
5. 二宮照興氏は社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役二宮照興氏を監査役候補者としたことにより、補欠監査役が欠員となるため、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たか はし ゆう こ 高橋 祐子 (1965年) (12月19日生)	1992年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2001年2月 (株)電通 入社 2010年4月 同社 グローバル事業統括局経営管理部 部長 2014年8月 同社 経営企画局グローバル・ファイナンス部 部長 2017年1月 同社 経理局局长 2020年1月 (株)電通グループ 執行役員 2022年1月 17LIVE(株) 社外監査役(現任) 2022年3月 (株)電通グループ 取締役(非業務執行) 2023年3月 ヒューリック(株) 社外取締役(現任)	0株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 公認会計士の資格を有しており、企業会計や内部監査に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、中立かつ客観的な立場で、当社の経営全般の監督に活かしていただきたく、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋祐子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 高橋祐子氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。高橋祐子氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 高橋祐子氏が社外監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限緩和に伴い、経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見られました。しかしながら、世界的な金融引き締めに加え、資源高による物価上昇により、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

精糖業界においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ消費が十分に回復できておらず、原材料価格、エネルギー価格の高騰などにより、全般的に厳しい事業環境が続いております。

このような環境下、当社グループは、品質管理の徹底を図り、顧客満足度を高めるため、精糖事業においては製品の安定供給に取り組み、機能性素材事業においては高付加価値提案型の販売活動に引き続き、取り組んでまいりました。

この結果、当期の当社グループの業績は、売上高22,677百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益1,814百万円（同13.1%増）、経常利益2,124百万円（同10.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,672百万円（同3.6%増）の増収増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

【精糖事業】

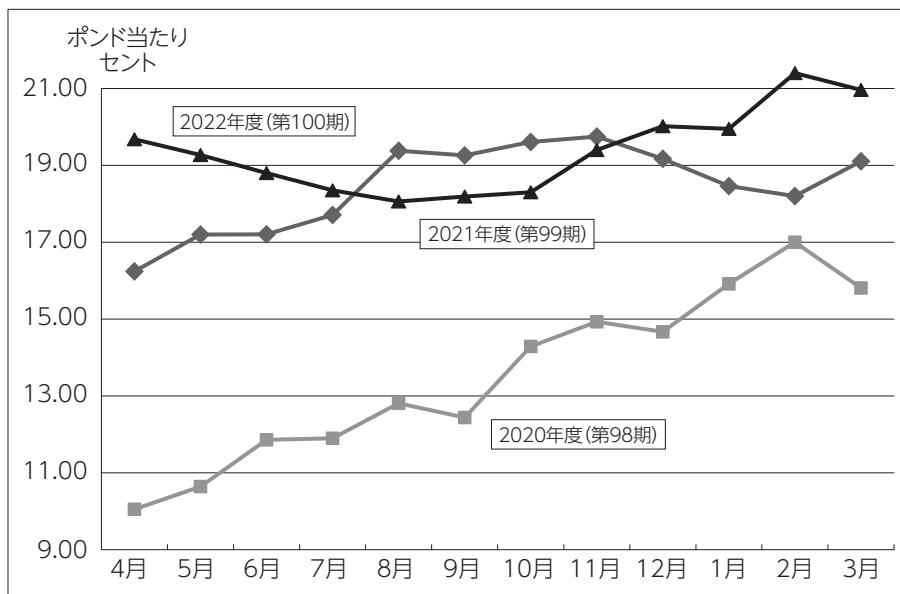
海外原糖市況は、ニューヨーク先物市場が期初19.42セント（1ポンド当たり）で始まり、ロシアのウクライナ侵攻が長期化するなか、世界経済の低迷観測によるリスクオフの動きと、米国の利上げ継続措置によるドル高傾向に加え、実需面ではインドの白糖輸出が旺盛であったことやブラジルの予想以上の増産の報から17.20セントまで下落しました。しかし、その後はインドの白糖輸出に規制が掛かったことで一転して反発となり、EUの減産観測やタイでのサトウキビ圧搾の遅れが材料視され上昇に転じました。世界砂糖需給の見通しも下方修正されたことで、現物供給への懸念が拡大し、22.25セントで期末を迎えました。

一方、国内製品市況は期初東京現物相場（日本経済新聞掲載）204円～205円（上白大袋1キログラム当たり）で始まりましたが、2022年8月に12円、2023年2月に11円上昇し、227円～229円で期末を迎えました。

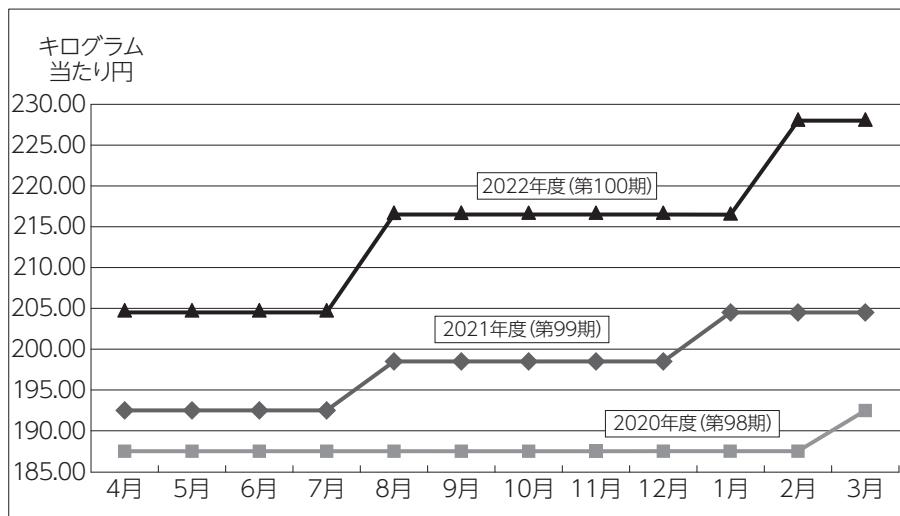
製品の荷動きとしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響がまだ続いておりましたが、飲料・菓子・乳製品関係が年度末に向けて徐々に挽回しました。販売数量は前期に追いつかなかつたものの、販売価格上昇により、増収となりました。しかしながら、利益面では販売価格の上昇があったものの、原材料やエネルギーコストを中心に製造コストが大幅上昇し、また、配送運賃の上昇も加わった結果、減益となりました。

この結果、売上高11,678百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益1,024百万円（同15.0%減）の増収減益となりました。

NY先物価格 月別平均相場 (原糖)



東京現物 月別平均相場 (上白大袋)



【機能性素材事業】

機能性食品素材「イヌリン」は、原材料やエネルギーコストが上昇するなか、国内販売において糖質オフ、腸内環境改善の機能性訴求製品の採用増により前期に比べ、販売数量は増加しました。さらに、海外販売においても、販売数量の増加とともに、販売価格の引き上げを行ったことで増収とすることができました。

切花活力剤キープ・フラワーは、昨年の巣ごもり需要の反動により、家庭用製品の販売が減った結果、減収となりました。

連結子会社ユニテックフーズ株式会社は、コロナ禍の影響が緩和され、人流が戻ってきたことにより、主にCVS商材向けのペクチン、ゼラチン、コラーゲンなどの主力商品の販売が伸長し、増収とすることができました。

これらの結果、売上高10,023百万円（前年同期比20.9%増）、営業利益1,087百万円（同50.6%増）の増収増益となりました。

【不動産事業】

不動産事業につきましては、売上高573百万円（前年同期比0.1%減）、営業利益533百万円（同0.2%減）の減収減益となりましたが、引き続き安定収益確保に貢献しました。

【その他食品事業】

その他食品事業につきましては、タイでの食品関連事業が中心ではありますが、売上高402百万円（前年同期比12.6%増）、営業利益13百万円（同15.1%減）の増収減益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、コロナ禍から持ち直しつつあり、緩やかに回復を続けていくとみておりますが、世界的な金融引き締めの中、海外景気の下振れが国内の景気を下押しするリスクを懸念しております。このような状況の中、当社グループは、引き続き製品の安定供給および品質管理を重要課題として取り組むとともに、タイ連結子会社を中心に海外事業の推進に注力してまいります。

精糖事業につきましては、加糖調製品や他甘味料の浸食、少子高齢化などによる砂糖の消費減少傾向は続いております。このような中、引き続き営業体制強化を図り、品質管理を徹底して製品の安定供給に取り組むことで顧客満足度を高め、堅実で安定した原材料仕入れを図りながらさらなるコスト削減に努めてまいります。

機能性素材事業につきましては、イヌリンの機能性訴求製品での採用増を国内、海外で目指すとともに、新規顧客の獲得を図ってまいります。また、連結子会社ユニテックフーズ株式会社では、ペクチンをはじめとする既存の増粘多糖類の拡販をし、さらには新規事業である植物代替肉（プラントベースドミート）の改良と拡販を目指してまいります。

不動産事業につきましては、引き続き、自社所有賃貸物件の維持管理による安定収益の確保に努めてまいります。さらに2023年の夏場に新たにビジネスホテルの新規賃貸をスタートする予定であります。

以上のとおり、当社は各事業における収益力の一層の向上を図り、安定した収益体制を構築しながら、将来の中核となる新規事業、新製品を開発する投資やM&Aを実行し、海外事業を積極的に展開することで企業の活力を高めるように努める所存であります。

今後とも当社の企業理念の「夢のあるたくましい会社」を目指し、5つの経営方針に基づき株主、取引先、社員の満足度を高め、食文化による豊かな生活づくりを通じて社会に貢献し、人材を育成して会社の価値を高めることにさらなる努力をしてまいります。

経営方針

- ① 顧客第一主義の徹底
- ② 会社の発展と共に社員が成長する企業文化の形成
- ③ 公正で透明性のある企業活動の推進
- ④ 社会に評価される企業価値の向上
- ⑤ 社会に貢献する企業市民活動の充実

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は636百万円であり、取得した主な設備は次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

ユニテックフーズ株式会社 動画配信ソフトウェア 17百万円

当連結会計年度において継続中の主要設備

フジ日本精糖株式会社 茅場町賃貸不動産ビル新築工事 321百万円

なお、上記継続中の主要設備については、リース資産前渡金として「その他流動資産」に含まれております。

上記の所要資金は、主として自己資金を充当いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第 97 期	2020年度 第 98 期	2021年度 第 99 期	2022年度 第 100 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	18,958	18,992	20,096	22,677
経 常 利 益 (百万円)	1,644	1,771	1,917	2,124
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,197	1,198	1,614	1,672
1 株当たり当期純利益 (円)	44.58	44.63	60.11	62.30
総 資 産 (百万円)	21,490	23,475	24,745	28,256
純 資 産 (百万円)	16,853	18,246	19,712	21,514

(注) 1. 第99期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第99期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協立食品(株)	20百万円	100%	砂糖、食料品の販売 不動産の保守管理
ユニテックフーズ(株)	300百万円	100%	食品添加物、農産加工品、機能性素材等の加工、販売
Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	370百万バーツ	100%	機能性食品素材「イヌリン」の製造販売
FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.	2百万バーツ	49%	機能性食品素材「イヌリン」および各種食品に関する事業等
UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd.	300百万ウォン	100% (100%)	食品添加物の製造・販売 食品原料の輸出入
(株)Tastable	160百万円	70% (60%)	差別化されたコンセプト食品(最終加工商品)の開発、設計、販売

(注) 1. 「当社の議決権比率」欄の()内は間接所有の議決権比率(内数)であります。

2. DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.は、当連結会計年度に株式を一部譲渡したため、連結子会社から持分法適用関連会社に変更しております。

6. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、精糖事業(精製糖、砂糖関連製品の製造販売)のほか機能性素材事業(イヌリン、カテキン製剤などの食品添加物、切花活力剤の製造販売、ペクチン等の機能性食品素材の仕入販売)および不動産事業を主たる業務として行っております。

7. 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

(1) 当社

本社……東京都中央区

工場……静岡県静岡市

上記のほか、主として関連会社の太平洋製糖(株)において精製糖の生産を委託しております。

(2) 子会社

協立食品(株)……………東京都中央区

ユニテックフーズ(株)……………東京都中央区

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

本社……………タイ王国バンコク都

工場……………タイ王国ラチャブリ県

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. ……タイ王国バンコク都

UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd. ……大韓民国慶尚南道

(株)Tastable ……東京都中央区

(注) DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.は、当連結会計年度に株式を一部譲渡したため、連結子会社から持分法適用関連会社に変更しております。

8. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
214名	56名減

(注) 1. 従業員数には、嘱託等21名および準社員4名は含んでおりません。

2. 従業員数が前連結会計年度末と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.の株式を一部譲渡したため、連結子会社から持分法適用関連会社に変更したことによるものです。

9. 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	1,390百万円
(株) 三菱UFJ銀行	316
(株) 三井住友銀行	172
(株) 静岡岡銀	116
(株) 清水銀	100

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 110,000,000株
2. 発行済株式の総数 29,748,200株 (自己株式2,896,344株を含む)
3. 株 主 数 15,895名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
双 日 (株)	8,153 千株	30.36 %
和 田 製 糖 (株)	2,455	9.14
鈴 与 (株)	1,902	7.09
豊 田 通 商 (株)	1,229	4.58
(株) 静 岡 銀 行	792	2.95
(株) 榎 本 武 平 商 店	758	2.82
小 倉 運 輸 (有)	669	2.49
新 潟 県 砂 糖 卸 荷 受 商 業 協 同 組 合	600	2.23
(株) サ カ タ の タ ネ	563	2.10
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	447	1.67

(注) 持株比率は自己株式 (2,896千株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役に関する事項（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻 田 誠 司	ユニテックフーズ(株)取締役 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.取締役 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.取締役 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.取締役 太平洋製糖(株)取締役 マ・マーマカロニ(株)取締役
取 締 役	関 根 郁 也	常務執行役員砂糖本部本部長 協立食品(株)取締役 太平洋製糖(株)取締役 南栄糖業(株)取締役
取 締 役	吉 水 あつ子	上席執行役員管理本部本部長
取 締 役	高 橋 明 彦	鈴与(株)取締役副社長
取 締 役	曾 我 英 俊	双日食料(株)会長
取 締 役	和 田 哲 義	和田製糖(株)代表取締役社長 (株)ワダ 代表取締役社長 新和産業(株)代表取締役社長 トーホーサービス(株)取締役 (株)ノルレエイク・インターナショナル 取締役
監 査 役 (常勤)	梶 田 伸 哉	ユニテックフーズ(株)監査役 太平洋製糖(株)監査役
監 査 役	上 平 徹	上平会計事務所所長 (株)湖池屋取締役 (監査等委員)
監 査 役	藤 田 世 潤	銀座K.T.C.税理士法人 社員

- (注) 1. 取締役のうち高橋明彦、曾我英俊および和田哲義の各氏は社外取締役であります。なお、当社は、高橋明彦、和田哲義の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち上平 徹、藤田世潤の両氏は社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役上平 徹、藤田世潤の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2022年6月21日開催の第99回定時株主総会において、和田哲義氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2022年6月21日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、取締役菊地正男氏は任期満了により退任いたしました。

2. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

3. 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役を含む役員報酬委員会を設置しております。当社は「取締役報酬の方針」について、役員報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により定めております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、役員報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認した上で、答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の具体的な内容については、業績連動報酬として各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結税金等調整前当期純利益の予算達成度等を評価することとしております。当該指標を選定した理由は、当社は企業価値の持続的な向上を図るためには、総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためです。当事業年度における当該指標の連結実績は、売上高22,677百万円、営業利益1,814百万円、税金等調整前当期純利益2,113百万円となりました。

また、固定報酬として代表取締役社長を100とする連動方式による職位別年間固定報酬を定めております。その結果、報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬＝70%：30%」となります。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会において年額144,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の報酬の額は、2014年6月18日開催の第91回定時株主総会において年額36,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	56,003千円 (16,371千円)	53,201千円 (16,371千円)	2,802千円 (-)	7名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	24,717千円 (7,134千円)	24,717千円 (7,134千円)	- (-)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	80,720千円 (23,505千円)	77,918千円 (23,505千円)	2,802千円 (-)	10名 (6名)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給人員には、2022年6月21日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	高橋明彦	鈴与(株)	取締役副社長	鈴与(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社との間には、製品等の運送・保管等の取引関係があります。
取締役	曾我英俊	双日食料(株)	会長	双日食料(株)は、当社の株式を保有する株主であります。また、同社と当社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。
取締役	和田哲義	和田製糖(株)	代表取締役社長	和田製糖(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社との間には、製品の製造受委託等の取引関係があります。
		(株)ワダ	代表取締役社長	(株)ワダは、当社の株式を保有する株主であり、当社との間には、商品の仕入の取引関係があります。
		新和産業(株)	代表取締役社長	新和産業(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		トーホーサービス(株)	取締役	トーホーサービス(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		(株)ノルレイク・インターナショナル	取締役	(株)ノルレイク・インターナショナルと当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	上平徹	上平会計事務所	所長	上平会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
		(株)湖池屋	取締役 (監査等委員)	(株)湖池屋と当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	藤田世潤	銀座K.T.C.税理士法人	社員	銀座K.T.C.税理士法人と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 社外役員の名活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 橋 明 彦	当期開催の取締役会12回全てに出席し、議案審議等に 必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	曾 我 英 俊	当期開催の取締役会12回全てに出席し、議案審議等に 必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	和 田 哲 義	2022年6月21日就任後開催の取締役会9回全てに出席し、 議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	上 平 徹	当期開催の取締役会12回全てに出席し、また、当期開催 の監査役会12回全てに出席しております。主に公認会計 士としての立場からの発言を行っております。
監 査 役	藤 田 世 潤	当期開催の取締役会12回全てに出席し、また、当期開催 の監査役会12回全てに出席しております。主に公認会計 士としての立場からの発言を行っております。

(4) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、より広い視点からの意見を経営の意思決定に反映させるべく、社外取締役を登用
しております。社外取締役には、それぞれが培ってきた豊富な経験と幅広い知識を活かし、
当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただ
くことを期待しております。

区 分	氏 名	果 た す こ と が 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	高 橋 明 彦	これまで培ってきた経営者としての経験、幅広い知見に 基づいた発言を取締役会において適宜行っております。
取 締 役	曾 我 英 俊	その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識 からの視点に基づく発言を取締役会において適宜行っ ております。
取 締 役	和 田 哲 義	その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識 からの視点に基づく発言を取締役会において適宜行っ ております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000千円
(2) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、(1)の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社であるFuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.は、タイにおいてKPMGメンバーファームに対し、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人は、法令および定款等の遵守はもとより、当社が定める企業理念および行動憲章に則り、誠実に職務を遂行しなければならない。
 - ② コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
 - ③ コンプライアンスの推進については、「コンプライアンスプログラム」を制定し、役員および使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、マニュアルの配布や啓発および教育を通じて指導する。
 - ④ 代表取締役社長直轄の監査室は、内部監査に関する社内規程に基づき業務執行状況の監査および報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係わる情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保存管理する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理については、リスク管理基本方針に則り、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会において、危機管理規程に基づいたリスクの管理を行うとともに、リスクの評価・管理体制の構築を行う。
 - ② 災害、事故、不測の事態が発生した場合には、危機対策委員会を設置して、必要な対策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を原則月に1回開催する。また必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ② 執行役員制を導入することにより、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、業務遂行の効率性を図る。
 - ③ 職務権限規程等の社内規程に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にし、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ④ 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、役員および使用人等に対して企業倫理・法令および定款の遵守を指導することにより、公正かつ適正な業務運営の実現を図る。
 - ② 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行するよう指導、助成し、相互の利益を増進する。また、重要案件についての取り扱いや報告等ルールに関して、関係会社管理規程に定め、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置して、円滑な運営の指導にあたる。
 - ③ 監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監査を行う。
 - ④ 当社グループの信頼性のある財務報告を作成するために、内部統制委員会を設置し、整備、運用状況を評価し改善を推進する。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 関係会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社へ定期的な報告を行う。
 - ② 子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に基づき、主管部門にて指示・情報伝達を行いリスクの把握・管理を行う。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を任命することとする。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うことを原則とする。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社の社内規程等に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にすることにより、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ② 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
 - ② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の

- 他、常勤役員会などの重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役には、稟議書他社内の重要書類を回付する。
 - ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員と必要に応じたレビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および監査室等との連携を図る。
- (10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- ① 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、法令他の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。
- (11) 報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制および監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役と代表取締役とは、定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題ならびに監査上の重要事項等について意見交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ② 監査役と会計監査人は、定期的会合を持ち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ③ 監査役は監査室と緊密な連携を保つと共に、経理部、総務人事部その他各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができる。
 - ④ 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (13) 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に反社会勢力の排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、不当、不要な要求には一切応じないことをフジ日本精糖行動憲章に定める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けております。また、全役職員へコンプライアンスに関するマニュアルを配布し周知するとともに、入社時研修にてコンプライアンスに関する教育を実施するなどして、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。なお、全役職員に対し、コンプライアンス推進委員会の活動内容等について、年に1回報告を行っております。また、当社はコンプライアンス推進規程に基づき、内部通報窓口を設置しており、担当部門によって適切に運用を行っております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき取締役会を開催し、取締役会は法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催しております。

(3) 内部監査の実施

監査室が内部監査計画に基づき、当社ならびに当社子会社における業務の適正性や法令遵守状況等に関する内部監査を実施しております。また、それぞれの検証結果を内部統制報告書として代表取締役および常勤監査役に対し報告を行っております。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、12回開催されており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告および監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、厳しい業界環境下、安定的な経営成績の確保、強固な経営基盤の確立に努め、株主の皆様に対しては、安定的な利益還元の継続や自己株式の取得等の資本政策による株主価値の向上を経営の重要課題としております。配当政策につきましては、安定的な配当の実施を基本方針としておりますが、業績に応じた内部留保の充実等も含めて総合的に判断することとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績ならびに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、2023年5月22日開催の取締役会決議により、1株につき17円とさせていただきます。これにより、配当金総額は456,481,552円となりました。

また、その他に繰越利益剰余金を800百万円減少させ別途積立金に800百万円積立てる剰余金の処分を行いました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高他の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
現金及び預金	買掛金
受取手形、売掛金及び契約資産	短期借入金
商品及び製品	未払法人税等
仕掛品	未払消費税等
原材料及び貯蔵品	賞与引当金
その他	その他
貸倒引当金	
14,262,179	5,176,843
固 定 資 産	固 定 負 債
有形固定資産	繰延税金負債
建物及び構築物	資産除去債務
機械装置及び運搬具	持分法適用に伴う負債
土地	その他
その他	
無形固定資産	負 債 合 計
その他	6,742,279
投資その他の資産	純 資 産 の 部
投資有価証券	株 主 資 本
長期貸付金	資 本 金
退職給付に係る資産	資 本 剰 余 金
その他	利 益 剰 余 金
貸倒引当金	自 己 株 式
	その他の包括利益累計額
	その他有価証券評価差額金
	為替換算調整勘定
	退職給付に係る調整累計額
	非支配株主持分
	純 資 産 合 計
28,256,487	21,514,208
資 産 合 計	負 債 ・ 純 資 産 合 計
28,256,487	28,256,487

連結損益計算書

(自2022年4月1日)
(至2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,677,852
売上原価	17,401,416
売上総利益	5,276,436
販売費及び一般管理費	3,462,356
営業利益	1,814,079
営業外収益	
受取利息	29,168
受取配当金	129,738
為替差益	48,363
持分法による投資利益	101,361
その他	25,791
営業外費用	334,423
支払利息	22,907
その他	1,544
経常利益	2,124,050
特別利益	
固定資産売却益	298
子会社株式売却益	4,830
特別損失	
固定資産除却損失	3,550
減損損失	12,060
税金等調整前当期純利益	2,113,569
法人税、住民税及び事業税	473,781
法人税等調整額	△8,953
当期純利益	1,648,741
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△24,206
親会社株主に帰属する当期純利益	1,672,947

連結株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日)
(至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,097,151	14,773,714	△717,366	17,677,959
当 期 変 動 額					
新株の発行		5,256			5,256
剰余金の配当			△349,074		△349,074
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,672,947		1,672,947
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	5,256	1,323,873	-	1,329,130
当 期 末 残 高	1,524,460	2,102,408	16,097,588	△717,366	19,007,090

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,081,389	25,898	△29,577	2,077,710	△42,718	19,712,952
当 期 変 動 額						
新株の発行						5,256
剰余金の配当						△349,074
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,672,947
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	402,377	△22,524	△14,225	365,626	106,498	472,125
当 期 変 動 額 合 計	402,377	△22,524	△14,225	365,626	106,498	1,801,256
当 期 末 残 高	2,483,766	3,373	△43,803	2,443,337	63,780	21,514,208

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

協立食品(株)

ユニテックフーズ(株)

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.

UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd.

(株)Tastable

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 4社

太平洋製糖(株)

マ・マーマカロニ(株)

南米糖業(株)

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.

なお、DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.は、当連結会計年度において株式の一部を売却したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な差異については連結上必要な調整を行っております。また、南米糖業(株)の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な差異については連結上必要な調整を行っております。なお、その他連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

商 品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	13～50年
機械装置及び運搬具	8～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行業務の内容

主に精製糖の製造及び販売を行っております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等を控除した金額で測定しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理することとしております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「非支配株主持分」に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社デリバティブ管理規程に従って行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

II 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループでは、精糖事業、機能性素材事業、不動産事業及びその他食品事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類及び売上高は以下のとおりであります。
(単位：千円)

事業名	財又はサービスの種類	売上高
精糖事業	精製糖、砂糖関連製品	11,678,222
機能性素材事業	食品添加物	176,608
	機能性食品	9,584,381
	切花活力剤	262,398
不動産事業	不動産賃貸等	573,541
その他食品	製パン等	402,700

(※) 不動産事業は、顧客との契約から生じる収益ではない、その他の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 機能性食品セグメントにおけるイヌリン商品及び製品の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 当社計上額 479,361千円

なお、当該商品及び製品について在庫評価損を90千円計上しております。

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 見積方法

機能性食品素材として製造・販売しているイヌリン商品は、設定されている賞味期限内での予定販売数量を用いて販売可能性を評価しております。見積りに用いる予定販売数量は、取締役会にて承認された翌連結会計年度の販売計画を基礎としております。

② 主要な仮定

販売可能性の評価に用いられる予定販売数量は、機能性食品市場の需要見込みや類似機能を有する競合商品の販売開発状況等の一定の仮定に基づいて作成され、当該仮定は主観性が伴うものであります。

③ 影響

見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、追加の損失が発生する可能性があります。

(追加情報)

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

当社グループの連結計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。当該連結計算書類の作成について、一部見積りや仮定によることがあります。採用する見積りや仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく将来の事業計画の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、連結決算日において、入手可能な情報を総合的に勘案し、合理的であると考えられるものを継続的に使用しております。連結計算書類の作成に当たって採用している重要な会計方針等は「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載しているとおりであります。

IV 会計上の見積りの変更に関する注記

製造設備に関する賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、また、一部の製造設備に使用されている有害物質の除去義務について、原状回復費用及び除去費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び除去費用に関して見積りの変更を行っております。

見積りの変更による増加額12,060千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について全額を減損損失として特別損失に計上しました。

当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は12,060千円減少しております。

V 連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	2,911千円
売掛金	3,267,082千円
契約資産	—

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

借主に対する敷金返還義務

担保に供している資産……………土地 145,995千円

対応債務……………預り保証金 57,980千円

なお、上記預り保証金は、固定負債の「その他」に含まれております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 3,001,856千円

4. 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 17,438千円 (4,460千バーツ)

太平洋製糖(株) 187,500千円

Ⅵ 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
静岡県静岡市	精製糖生産設備	建物及び構築物 (資産除去債務対応資産)

当社グループは、管理会計上の区分に基づいて事業用資産をグルーピングしております。

当連結会計年度において、新たな情報を入手したことにより精製糖生産設備に係る資産除去債務の見積りを変更し、対応する固定資産を計上しました。当該資産除去債務の対象となる精製糖生産設備は、遊休状態にあると認められ、また、今後の利用見込みがないことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(12,060千円)として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、他への転用や売却が困難なことから、ゼロ円としております。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

普通株式 29,748,200株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	349,074	13.00	2022年3月31日	2022年6月6日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	456,481	17.00	2023年3月31日	2023年6月8日

VIII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については必要な資金を銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び投資先の信用リスクに晒されておりますが、当社の取締役会に時価や投資先の財務状況等を定期的に報告しております。

長期貸付金は、主に当社が関係会社に対し行っているものであり、当社の取締役が当該関係会社の取締役会にて定期的な業務遂行報告を受けております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日ではありますが、その一部は原料糖の輸入に伴う為替変動リスクに晒されており、当該リスクをヘッジするために為替予約取引を行っております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。また、長期借入金は、主にM&A及び設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。長期借入金の一部において、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、金融機関とのデリバティブ取引（金利スワップ取引）にてヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程に従い、担当部門が行っております。また、定期的に取締役会に状況報告がなされております。

なお、ヘッジ会計の方法等については「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 44,561千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,875,607	4,875,607	－
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産	3,269,993	3,269,993	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,172,799	6,172,799	－
(4) 長期貸付金（※1）	2,759,333	2,744,501	△14,831
資産計	17,077,734	17,062,902	△14,831
(1) 買掛金	1,742,322	1,742,322	－
(2) 短期借入金	2,130,300	2,130,300	－
(3) 未払法人税等	405,564	405,564	－
(4) 未払消費税等	3,316	3,316	－
(5) 長期借入金（※2）	100,000	99,801	△198
負債計	4,381,504	4,381,305	△198

（※1）長期貸付金には、1年以内返済予定長期貸付金916,933千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（※2）長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金100,000千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

その他有価証券の種類ごとの取得原価等、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	6,010,746	2,407,836	3,602,909
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	6,010,746	2,407,836	3,602,909
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	162,053	200,660	△38,606
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	162,053	200,660	△38,606
合 計		6,172,799	2,608,496	3,564,303

(※) 取得原価は減損処理後の帳簿価額によっております。減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(2) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	4,875,607	—
受取手形、売掛金及び契約資産	3,269,993	—
長期貸付金	916,933	1,842,400
合 計	9,062,534	1,842,400

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	5年超
100,000	—	—	—	—

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビルや住宅、事業用の土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	期首残高	当期増減額	期末残高	
賃貸等不動産	1,747,428	△1,120	1,746,307	9,263,100

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 賃貸等不動産の当期増減額は、取得による増加額396千円、減価償却費による減少額1,516千円であります。

(注3) 時価の算定方法は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の鑑定評価額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3. 賃貸等不動産に関する当連結会計年度の損益

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差 額
賃貸等不動産	573,269	△40,845	532,423

X 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

798.84円

2. 1株当たり当期純利益

62.30円

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,796,751	流 動 負 債	1,647,040
現金及び預金	3,657,170	買掛金	375,869
受取手形、売掛金及び契約資産	1,464,025	短期借入金	450,000
商品及び製品	718,741	未払金	5,682
仕掛品	128,566	未払費用	408,961
材料及び貯蔵品	1,410,039	未払法人税等	285,307
前払費用	23,114	前受金	47,611
短期貸付	939,933	預り金	9,065
その他の貸倒引当金	456,449	賞与引当金	64,542
	△1,287	固 定 負 債	1,520,583
固 定 資 産	13,677,137	繰延税金負債	1,026,634
有形固定資産	2,833,640	繰上り保証金	388,430
建物	230,974	資産除去債	39,547
構築物	24,549	債務保証損失引当金	54,896
機械装置	15,266	その他	11,075
車輜運搬具	3,548	負 債 合 計	3,167,623
工具器具備品	31,864	純 資 産 の 部	
土地	2,527,435	株 主 資 本	16,822,498
無形固定資産	24,115	資本金	1,524,460
借地権	3,832	資本剰余金	2,419,662
施設利用権	1,948	資本準備金	2,366,732
ソフトウェア	18,334	その他資本剰余金	52,930
投資その他の資産	10,819,381	利 益 剰 余 金	13,595,741
投資有価証券	6,080,833	利益準備金	334,865
関係会社株	2,404,373	その他利益剰余金	13,260,876
出資	400	研究開発積立	100,000
長期貸付	2,040,076	別途積立	10,990,000
その他の貸倒引当金	339,445	繰越利益剰余金	2,170,876
	△45,747	自 己 株 式	△717,366
		評価・換算差額等	2,483,766
		その他有価証券評価差額金	2,483,766
資 産 合 計	22,473,888	純 資 産 合 計	19,306,265
		負債・純資産合計	22,473,888

損益計算書

(自2022年4月1日)
(至2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,340,117
売上原価	11,595,923
売上総利益	2,744,193
販売費及び一般管理費	1,902,508
営業利益	841,684
営業外収益	
受取利息	43,301
有価証券利息	5
受取配当金	159,311
為替差益	64,664
倒引当金戻入益	483,166
その他	21,875
営業外費用	
支払利息	2,621
支債務保証損失引当金繰入	7,015
その他	331
経常利益	1,604,042
特別利益	
固定資産売却益	512
子会社株式売却益	2,893
特別損失	
固定資産除却損失	0
減損損失	12,060
税引前当期純利益	1,595,387
法人税、住民税及び事業税	324,751
法人税等調整額	△825
当期純利益	1,271,461

株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日
至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,366,732	52,930	2,419,662
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,524,460	2,366,732	52,930	2,419,662

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合計		
		研究開発 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	334,865	100,000	10,190,000	2,048,489	12,673,354	△717,366	15,900,111
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△349,074	△349,074		△349,074
別途積立金の積立			800,000	△800,000	-		-
当期純利益				1,271,461	1,271,461		1,271,461
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	800,000	122,386	922,386	-	922,386
当 期 末 残 高	334,865	100,000	10,990,000	2,170,876	13,595,741	△717,366	16,822,498

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	2,081,389	2,081,389	17,981,501
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△349,074
別途積立金の積立			—
当 期 純 利 益			1,271,461
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	402,377	402,377	402,377
当 期 変 動 額 合 計	402,377	402,377	1,324,763
当 期 末 残 高	2,483,766	2,483,766	19,306,265

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 13～50年

機械装置 8～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェア5年であります。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より損益処理することとしております。
- (4) 債務保証損失引当金 子会社及び関連会社への債務保証に係る損失に備えるため、子会社及び関連会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

- (1) 企業の主要な事業における主な履行業務の内容
主に精製糖の製造及び販売を行っております。
- (2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。
また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等を控除した金額で測定しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- b. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息
- (3) ヘッジ方針
主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために、借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。
また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社のデリバティブ管理規程に従って行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループでは、精糖事業、機能性素材事業、不動産事業及びその他食品事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類及び売上高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

事業名	財又はサービスの種類	売上高
精糖事業	精製糖、砂糖関連製品	11,622,738
機能性素材事業	食品添加物	190,830
	機能性食品	1,673,006
	切花活力剤	262,398
不動産事業	不動産賃貸等	579,540
その他食品	製パン等	11,603

(※) 不動産事業は、顧客との契約から生じる収益ではない、その他の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

III 会計上の見積りに関する注記

機能性食品事業におけるイヌリン商品及び製品の評価

(1) 計算書類に計上した金額

商品及び製品 243,005千円

なお、当該商品について在庫評価損は計上しておりません。

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結計算書類「Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

連結計算書類「Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 (追加情報)」に記載した内容と同一であります。

Ⅳ 会計上の見積りの変更に関する注記

連結計算書類「Ⅳ 会計上の見積りの変更に関する注記」に記載した内容と同一であります。

Ⅴ 貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	2,911千円
売掛金	1,461,114千円
契約資産	—

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

借主に対する敷金返還義務

担保に供している資産……………土地 145,995千円

対応債務……………預り保証金 57,980千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,759,153千円

4. 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関等からの借入れに対し債務保証を行っております。

なお、DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.の金額は債務保証損失引当金を控除しております。

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	1,290,300千円	(330,000千バーツ)
DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.	17,438千円	(4,460千バーツ)
太平洋製糖(株)	187,500千円	

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務			
短期金銭債権		1,220,889千円	
長期金銭債権		2,040,076千円	
短期金銭債務		386,475千円	
長期金銭債務		1,300千円	
Ⅵ 損益計算書に関する注記			
1. 関係会社との取引高			
(1) 営業取引			
売 上 高		2,469,225千円	
仕 入 高 等		3,409,914千円	
(2) 営業取引以外		83,458千円	
Ⅶ 株主資本等変動計算書に関する注記			
当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式		2,896,344株
Ⅷ 税効果会計に関する注記			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳			
繰延税金資産			
賞与引当金否認額		19,750千円	
貸倒引当金損金算入限度超過額		14,392千円	
投資有価証券評価損否認額		10,140千円	
関係会社株式評価損否認額		350,818千円	
減損損失否認額		27,716千円	
資産除去債務否認額		12,101千円	
債務保証損失引当金否認額		16,798千円	
その他		56,772千円	
繰延税金資産小計		508,491千円	
評価性引当額		△416,473千円	
繰延税金資産合計		92,017千円	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金		1,080,536千円	
資産除去債務対応除去費用		1,290千円	
その他		36,826千円	
繰延税金負債合計		1,118,652千円	
繰延税金負債の純額		1,026,634千円	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0%
試験研究費に係る税額控除	△0.4%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の減少	△9.0%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.3%

Ⅸ 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	双日食料(株)	(被所有) 直接 1.6	当社の販売代理店 原料糖の仕入先 役員の兼任	製品及び商品 の販売	9,194,149	売掛金	974,543
				原料糖の仕入	4,543,787	買掛金	74,894

(注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおりません。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ① 製品及び商品の販売に係る価格その他の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
- ② 原料糖の購入については、国内及び海外の粗糖相場に基づいてその価格を決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	協立食品(株)	(所有) 直接100.0	当社の販売代理店 原料糖の仕入先 役員の兼任	製品及び商品の販売	2,304,252	売掛金	253,853
子会社	Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	(所有) 直接100.0	機能性商品の仕入先 機能性原材料の販売 債務保証 役員の兼任	資金回収	1,066,800	長期貸付金	-
				債務保証	1,290,300		
関連会社	太平洋製糖(株)	(所有) 直接33.3	精製糖の加工委託 資金の援助 債務保証 役員の兼任	機能性商品の仕入	1,419,228	買掛金	94,275
				資金貸付	910,000	短期貸付金	914,900
				資金回収	885,500	長期貸付金	1,842,400
				債務保証	187,500		
				委託加工費等	1,591,230	買掛金 未払費用	145 152,606

- (注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。
- 2 債務保証は、子会社及び関連会社の金融機関からの借入れに対するものであります。
- 3 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.に対する貸付金等に対しては、全額回収したため貸倒引当金は計上しておりません。なお、当事業年度において貸倒引当金戻入益470,251千円を計上しております。
- 4 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- ① 協立食品(株)に対する製品及び商品の販売に係る価格その他の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
 - ② Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.に対する債務保証については、年率0.3%の保証料を受領しております。
 - ③ 太平洋製糖(株)に対する債務保証については、保証料を受領しておりません。
 - ④ 太平洋製糖(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、半年賦返済としております。
 - ⑤ 太平洋製糖(株)に対する委託加工費等については、他の委託先と同様の条件によっております。

X 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	718.99円
2. 1株当たり当期純利益	47.35円

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 箕 輪 恵 美 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ日本精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 箕 輪 恵 美 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

フジ日本精糖株式会社 監査役会

監査役（常勤） 梶 田 伸 哉 ㊞

監査役 上 平 徹 ㊞

監査役 藤 田 世 潤 ㊞

(注) 監査役上平 徹及び監査役藤田世潤は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

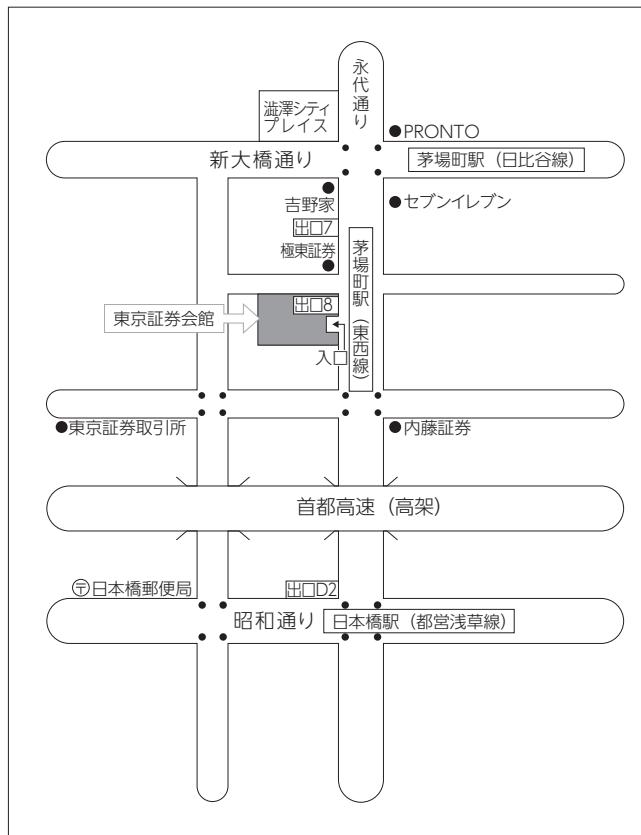
以 上

株主総会会場ご案内図

東京証券会館 9階会議室

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

電話 03-3667-9210



- | | | | | | |
|--------|------------|------|---|------|--------|
| ●東京メトロ | 東西線 | 茅場町駅 | } | 8出口 | 直結 |
| | 日比谷線 | | | 7出口 | より徒歩2分 |
| ●都営浅草線 | | 日本橋駅 | } | D2出口 | より徒歩5分 |
| 東京メトロ | 銀座線
東西線 | | | | |